冒頭、加藤副委員長(専門委員長)より審議事項(1)-1 に基づき、審議事項(1)-2 「金融商品会計の見直しに関する検討状況の整理」文案に関する本日のディスカッションポイントについて説明があった。委員からの発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

- ・ ある委員から、償却原価で測定されている金融資産の売却損益を特別損益として表示するという考え方が示されている部分に関して、特定の業種では通常の事業活動の中でそのような金融資産について一定頻度の売却が行われることが想定されることから、売却が頻繁かどうかの解釈は業種によって異なる可能性があることを記載できないかとの意見があった。これに対して事務局からは、現時点で特定の業種を記載することには難しい面があるため、今後公表される検討状況の整理に対するコメント等を踏まえて検討をするとの回答があった。
- ・ ある委員から、契約キャッシュ・フローを回収するために保有している金融資産に関してどの程度の頻度の売却が生じた場合に当該目的との整合性を吟味する必要があるかを示した部分について、IFRS 第9号「金融商品」における売却頻度の記述よりも厳格ではないかという意見があった。これに対して事務局から、ご指摘の点を踏まえ、表現方法を検討するとの回答があった。
- ・ ある委員から、金融資産の分類は主たる経営陣により決定された事業モデルの目的に基づいて行われることを示している部分について、主たる経営陣という文言は唐突感がありまたその解釈が難しいのではないかとの意見があった。これに対して事務局からは、IFRS 第9号の記述を参考にそのような文言としているが、ご指摘の点を踏まえ、表現を工夫することを検討するとの回答があった。
- ・ 複数の委員から、我が国の現行基準、IFRS 第9号及び FASB の提案モデルの3者を比較した図表について、項目及び内容を更に詳細に記載したほうがコメント者の理解のために有用ではないかとの意見があった。これに対して事務局から、3者は異なる枠組みに基づいているのでそれらを詳細に比較することは困難であるが、特に追加で記載すべきと思われる項目があれば、ご指摘をいただきたいとの回答があった。
- ・ ある委員から、公表される市場価格のない株式を取得原価で測定した場合の減損処理に 関して実質価額を用いる考え方が示されている部分について、現行の実務指針ではその ような実質価額に会社の超過収益力等を反映する場合があるとの記述があるが、この点 は現行の文案ではどのように取り扱われているのかという質問があった。これに対して 事務局からは、現行の文案では実質価額の算定は「原則として」1株当たり純資産額に 基づき算定されると記載されており、超過収益力等を反映するという考え方を否定して いるものではないが、配慮が必要な部分があれば表現方法を工夫するとの回答があった。

以上